

令和5年9月秋田市議会定例会提出案件目次

番 号	件 名
103	秋田市職員給与条例の一部を改正する件
104	秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する件
105	秋田市印鑑条例の一部を改正する件
106	秋田市手数料条例の一部を改正する件
107	秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する件
108	秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
109	秋田市リフレッシュガーデン条例の一部を改正する件
110	秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する件
111	秋田市立学校設置条例の一部を改正する件
112	秋田市火災予防条例の一部を改正する件
113	字の区域を変更する件
114	秋田市立日新小学校増改築建築工事請負契約の変更契約を締結する件
115	河辺市民サービスセンター大規模改修建築工事請負契約を締結する件
116	河辺市民サービスセンター大規模改修電気設備工事請負契約を締結する件
117	河辺市民サービスセンター大規模改修機械設備工事請負契約を締結する件
118	古川排水機場本体整備工事請負契約を締結する件
119	古川排水機場機電設備整備工事請負契約を締結する件
120	令和5年度秋田市一般会計補正予算（第6号）の件
121	令和5年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）の件
122	令和5年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）の件
123	令和4年度秋田市水道事業会計決算認定の件
124	令和4年度秋田市下水道事業会計決算認定の件
125	令和4年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件

議案第103号

秋田市職員給与条例の一部を改正する件

秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第27条の2第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

附則第24項および附則第25項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正（令和5年法律第14号）等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第104号

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する件

秋田市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

秋田市コミュニティセンター条例（昭和54年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市上北手地区コミュニティセンターの項中「秋田市上北手猿田字四ツ小屋29番地1」を「秋田市上北手猿田字苗代沢37番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月10日から施行する。

提案理由

上北手地区コミュニティセンターの移転に伴い、その位置の表示を改めるため、改正しようとするものである。

議案第105号

秋田市印鑑条例の一部を改正する件

秋田市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例

秋田市印鑑条例（昭和50年秋田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「者は」の次に「、次に掲げる物を利用して」を加え、「に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを使用して暗証番号その他必要な事項を入力すること」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

コンビニエンスストア等における印鑑登録証明書の交付について、移動端末設備を利用して申請することができることとするため、改正しようとするものである。

議案第106号

秋田市手数料条例の一部を改正する件

秋田市手数料条例の一部を次のように改正する。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3第39号中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

旅館業法の一部改正（令和5年法律第52号）に伴い、事業譲渡に係る旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に関する手数料を定めるため、改正しようとするものである。

議案第107号

秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する件

秋田市旅館業法施行条例の一部を次のように改正する。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

秋田市旅館業法施行条例（平成15年秋田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項および第4条中「および第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項および第3条の4第3項」に改める。

第6条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案理由

旅館業法の一部改正（令和5年法律第52号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第108号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（令和5年法律第58号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第109号

秋田市リフレッシュガーデン条例の一部を改正する件

秋田市リフレッシュガーデン条例の一部を次のように改正する。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市リフレッシュガーデン条例の一部を改正する条例

秋田市リフレッシュガーデン条例（平成20年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（利用の許可）」に改め、同条第1項中「を使用しよう」を「の施設を利用しよう」に改める。

第4条を次のように改める。

（利用料金）

第4条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、リフレッシュガーデンの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第13条の規定によりリフレッシュガーデンの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内とする。

第11条を第16条とする。

第10条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の3条を加える。

（指定管理者）

第13条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、リフレッシュガーデンの管理を法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第14条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開場時間および休場日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、リフレッシュガーデンの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) リフレッシュガーデンの利用の許可に関すること。
- (2) リフレッシュガーデンの利用の制限および停止ならびに利用の許可の取消しに関すること。
- (3) リフレッシュガーデンの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がリフレッシュガーデンの管理運営上必要と認める業務

第9条中「使用者」を「利用者」に、「の使用」を「の利用」に、「又は第7条の規定により使用」を「、又は第9条の規定により利用」に、「もしくは使用」を「、もしくは利用」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出しを「(目的外利用等の禁止)」に改め、同条中「第3条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)」を「利用者」に、「を使用し」を「の施設を利用し」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出しを「(利用の制限等)」に改め、同条各号列記以外の部分および同条第3号中「使用」を「利用」に改め、同条第4号中「使用させる」を「利用させる」に改め、同条を第9条とする。

第6条を削る。

第5条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条中「市長は、公益上特に必要」を「指定管理者は、特別な理由」に、「前条の使用料」を「利用料金」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金の不還付)

第8条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第4条の次に次の2条を加える。

(利用料金の収受)

第5条 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(利用料金の承認)

第6条 利用料金は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 市長は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が適正と認められるときは、これを承認するものとする。

3 市長は、前項の規定による承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を公表するものとする。

4 指定管理者は、第2項の規定による承認を受けた利用料金をリフレッシュガーデンにおいて公衆の見やすいように掲示しておかなければならない。

別表の表中「金額」を「利用料金の限度額」に改め、同表の備考の3中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の秋田市リフレッシュガーデン条例第4条の規定に基づき秋田市リフレッシュガーデンの使用に係る使用料を納付している者は、改正後の秋田市リフレッシュガーデン条例（以下「新条例」という。）第4条の規定に基づき秋田市リフレッシュガーデンの利用料金を支払っている者とみなす。

(準備行為)

3 新条例第6条の規定による秋田市リフレッシュガーデンの利用料金の承認その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

リフレッシュガーデンの管理を指定管理者に行わせることとするととも

に、その利用料金等を定めるため、改正しようとするものである。

議案第110号

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する件

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

秋田市公設地方卸売市場業務条例（平成23年秋田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「136,376平方メートル」を「139,520平方メートル」に改める。

第3条第1項に次の1号を加える。

(3) 花き部 花き

第6条に次の1号を加える。

(3) 花き部 1

第8条中「200万円以上1,000万円以下の」を「次の各号に掲げる取扱品目の部類ごとにそれぞれ当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 青果部 200万円以上1,000万円以下

(2) 水産物部 200万円以上1,000万円以下

(3) 花き部 120万円以上800万円以下

第12条に次の1号を加える。

(3) 花き部 3

第41条第1項中「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号」を「消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第1号」に改める。

第43条第2項中「許可」を「承認」に改める。

第45条を次のように改める。

第45条 削除

第58条第2項および第59条第3項中「15人」を「20人」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第53条関係）

種 別	金 額
卸売業者市場使用料	卸売場の面積1平方メートルにつき月額537円 （花き部にあつては、卸売金額の1000分の4に相当する額および卸売場の面積1平方メートルにつき月額159円）
屋外卸売場使用料	1平方メートルにつき月額42円
仲卸業者市場使用料	仲卸売場の面積1平方メートルにつき月額636円（花き部にあつては、仲卸業者がその承認に係る花きを卸売業者以外の者から買い入れた場合におけるその買い入れた物品の販売金額（消費税額および地方消費税額を含む。）の1000分の4および仲卸売場の面積1平方メートルにつき月額795円）
買荷保管積込所使用料	1平方メートルにつき月額133円（花き部にあつては、1平方メートルにつき月額265円）
関連事業者市場使用料	1平方メートルにつき月額1,272円
卸売業者事務所使用料	1平方メートルにつき月額530円（花き部にあつては、1平方メートルにつき月額636円）
仲卸業者事務所使用料	1平方メートルにつき月額530円（花き部にあつては、1平方メートルにつき月額636円）
倉庫使用料	1平方メートルにつき月額636円（花き部にあつては、1平方メートルにつき月額795円）
保温庫使用料	1平方メートルにつき月額244円

水産加工所使用料	1 平方メートルにつき月額636円
青果共同加工センター 使用料	1 平方メートルにつき月額636円
事務室使用料	1 平方メートルにつき月額318円
会議室使用料	1 回（3 時間以内）につき530円
駐車場使用料	1 平方メートルにつき月額50円
空地使用料	1 平方メートルにつき月額32円
暖房使用料	1 平方メートルにつき月額64円
運輸施設使用料	1 平方メートルにつき月額424円

備考 卸売金額および販売金額に係る市場使用料以外の市場使用料については、消費税額および地方消費税額を別途徴収するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第41条第1項の改正規定は、令和5年10月1日から施行する。

（秋田市中央卸売市場業務条例の廃止）

- 2 秋田市中央卸売市場業務条例（昭和49年秋田市条例第28号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行前に前項の規定による廃止前の秋田市中央卸売市場業務条例（以下「旧中央卸売市場条例」という。）又は旧中央卸売市場条例に基づく規則によってした処分、手続その他の行為は、改正後の秋田市公設地方卸売市場業務条例（以下「新条例」という。）又は新条例に基づく規則中にこれに相当する規定があるときは、新条例又は新条例に基づく規則の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際現に旧中央卸売市場条例第6条の2第1項の規定による卸売の業務の許可を受けている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、新条例第6条の2第1項の規定による卸売の

業務の許可を受けた者とみなす。

- 5 この条例の施行前に旧中央卸売市場条例第6条の2第3項第2号もしくは第3号、第18条第3項第2号もしくは第3号又は第30条第1項第2号に該当する者に係る新条例第6条の2第3項第1号もしくは第2号、第13条第4項第2号もしくは第3号又は第26条第1項第2号の規定の適用については、これらの規定中「2年」とあるのは、「3年」とする。
- 6 この条例の施行の際現に旧中央卸売市場条例第7条第1項、第19条第1項、第31条第1項又は第62条第3項の規定による保証金の預託をしている者は、施行日に、新条例第7条第1項、第14条第1項、第27条第1項又は第47条第3項の規定による保証金の預託をした者とみなす。
- 7 この条例の施行の際現に旧中央卸売市場条例第18条第1項の規定による仲卸しの業務の許可を受けている者は、施行日に、新条例第13条第1項の規定による仲卸しの業務の承認を受けた者とみなす。
- 8 この条例の施行の際現に旧中央卸売市場条例第26条第1項の規定による売買参加者の承認を受けている者は、施行日に、新条例第21条第1項の規定による売買参加者の承認を受けた者とみなす。
- 9 この条例の施行の際現に旧中央卸売市場条例第29条第1項の規定による関連事業の許可を受けている者は、施行日に、新条例第25条第1項の規定による関連事業の承認を受けた者とみなす。
- 10 施行日前の市場施設の使用に係る旧中央卸売市場条例の規定による市場使用料については、なお従前の例による。
- 11 新条例別表の規定は、施行日以後の市場施設の使用に係る市場使用料について適用し、施行日前の市場施設の使用に係る市場使用料については、なお従前の例による。

(秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部改正)

- 12 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例(昭和22年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2中央卸売市場運営協議会委員の項および中央卸売市場取引委員会委員の項を削る。

提案理由

中央卸売市場の花き部を公設地方卸売市場に転換するとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第111号

秋田市立学校設置条例の一部を改正する件

秋田市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校設置条例（昭和39年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中学校の表秋田市立下北手中学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

下北手中学校および城東中学校の統合に伴い、下北手中学校を廃止するため、改正しようとするものである。

議案第112号

秋田市火災予防条例の一部を改正する件

秋田市火災予防条例の一部を次のように改正する。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。
第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のものおよび蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上および道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるものならびに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。た

だし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項ならびに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第52条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ又はキャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15	15	15
				据置型レンジ	21キロワット以下	100	15 注4	15	15 注4
	気体燃料	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ又はキャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0
				据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
				炭火焼き器	—	80	30	—	30
	上記に分類されないもの			使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200
				使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100
				使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備および改正後の秋田市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事がされている燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項および第3項、第11条第3項、第12条第2項および第3項ならびに第13条第2項および第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、同条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているものおよびこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

提案理由

蓄電池設備を設置する際の構造に関する基準等を改めるとともに、固体燃料を使用する厨房設備に係る離隔距離を定めるため、改正しようとするものである。

議案第113号

字の区域を変更する件

次のとおり本市の字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

変更前の字の区域	変更後の字の区域
秋田市檜山字石塚谷地 454番3から454番11まで、454番13から454番16までおよびこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	秋田市上北手荒巻字鳥越
秋田市上北手荒巻字割田 4番、6番から9番まで、30番から32番までおよびこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	秋田市上北手荒巻字前田

提案理由

十八石堰地区県営農地中間管理機構関連ほ場整備事業の施行に伴い、字の区域を変更するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第114号

秋田市立日新小学校増改築建築工事請負契約の変更契約を締結する
件

次により工事請負変更契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

- 1 議決年月日等 令和5年3月22日（議案第70号）
- 2 工 事 名 秋田市立日新小学校増改築建築工事
- 3 工 事 場 所 秋田市新屋栗田町24番1号
- 4 変 更 事 項 契約金額「2,911,700,000円」を「2,932,600,000円」に変更する。
- 5 契約の相手方 住建・珍田・伊藤工業建設工事共同企業体
代表者 秋田市檜山川口境7番19号
株式会社住建トレーディング
代表取締役 工 藤 源 聖
- 6 変 更 理 由 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価が、
同年2月以前の単価に比して上昇したことによる。

提案理由

秋田市立日新小学校増改築建築工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第115号

河辺市民サービスセンター大規模改修建築工事請負契約を締結する
件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 河辺市民サービスセンター大規模改修建築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 594,000,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 中田・栗野・田村特定建設工事共同企業体
代表者 秋田市山王五丁目9番2号
中田建設株式会社
代表取締役社長 中 田 越 |

提案理由

河辺市民サービスセンター大規模改修建築工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第116号

河辺市民サービスセンター大規模改修電気設備工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|-------------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 河辺市民サービスセンター大規模改修電気設備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 208,865,800円 |
| 5 | 契約の相手方 | 三菱マテリアル電子化成・加島電気工事特定建設工事共同企業体 |
- 代表者 秋田市茨島三丁目1番6号
三菱マテリアル電子化成株式会社
取締役社長 西 中 啓 二

提案理由

河辺市民サービスセンター大規模改修電気設備工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第117号

河辺市民サービスセンター大規模改修機械設備工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 河辺市民サービスセンター大規模改修機械設備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 244,750,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 羽後設備・山二施設特定建設工事共同企業体
代表者 秋田市泉中央二丁目2番29号
羽後設備株式会社
代表取締役社長 佐 藤 裕 之 |

提案理由

河辺市民サービスセンター大規模改修機械設備工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第118号

古川排水機場本体整備工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 古川排水機場本体整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 四ツ小屋字中山地内 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 967,890,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 伊藤工業・英明・加藤建設特定建設工事共同企業体
代表者 秋田市雄和平沢字舟津田78番地1
伊藤工業株式会社
代表取締役社長 伊 藤 満 |

提案理由

古川排水機場本体整備工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第119号

古川排水機場機電設備整備工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 古川排水機場機電設備整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 四ツ小屋字中山地内 |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 1,552,100,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 荏原・能登谷・秋田電機建設工事共同企業体
代表者 宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目5番30号
株式会社荏原製作所東北支社
支社長 富 永 純 一 |

提案理由

古川排水機場機電設備整備工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第120号

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度秋田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,329千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151,669,876千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	22,547,541	433,717	22,981,258
	1 地方交付税	22,547,541	433,717	22,981,258
16	国庫支出金	29,160,800	153,340	29,314,140
	2 国庫補助金	8,309,680	153,340	8,463,020
17	県支出金	11,775,601	34,063	11,809,664
	2 県補助金	3,253,085	34,063	3,287,148
19	寄附金	648,343	46,609	694,952
	1 寄附金	648,343	46,609	694,952
20	繰入金	5,949,151	△55,500	5,893,651
	2 基金繰入金	5,688,222	△55,500	5,632,722
23	市債	13,558,400	△511,900	13,046,500
	1 市債	13,558,400	△511,900	13,046,500
	歳 入 合 計	151,569,547	100,329	151,669,876

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	13,819,626	181,566	14,001,192
	1 総務管理費	11,935,202	181,566	12,116,768
3	民生費	57,925,663	187,934	58,113,597
	1 社会福祉費	27,519,544	97,205	27,616,749
	5 災害救助費	1,576,160	90,729	1,666,889
4	衛生費	16,514,942	61,905	16,576,847
	2 保健所費	4,690,204	61,905	4,752,109
5	労働費	607,676	3,061	610,737
	1 労働諸費	607,676	3,061	610,737
6	農林水産業費	2,986,814	135,270	3,122,084
	1 農業費	2,120,805	134,022	2,254,827
	3 林業費	419,054	1,248	420,302
7	商工費	9,136,900	60,592	9,197,492
	1 商工費	9,136,900	60,592	9,197,492
8	土木費	16,521,979	33,124	16,555,103
	3 河川費	2,327,677	1,920	2,329,597
	5 都市計画費	4,589,982	31,204	4,621,186
10	教育費	14,320,784	△568,723	13,752,061
	6 社会教育費	3,138,901	△568,723	2,570,178
11	災害復旧費	1,500,664	5,600	1,506,264
	1 農林水産施設災害復旧費	471,792	5,600	477,392
	歳 出 合 計	151,569,547	100,329	151,669,876

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	6 社会教育費	佐竹史料館改築事業（改築工事等分）	千円 2,409,133	令和5年度	千円 688,388	千円 2,638,042	令和5年度	千円 119,665
				令和6年度	1,720,745		令和6年度	2,005,670
							令和7年度	512,707

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
冬みち安全安心対策除雪強化事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 118,800
小学校給食調理業務委託経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	39,791
中学校給食調理業務委託経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	16,212

第4表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
社会教育費	千円 1,195,200	千円 △ 511,900	千円 683,300			
計	13,558,400	△ 511,900	13,046,500			

議案第121号

令和5年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,218千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,348,477千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		千円 7,296	千円 34,218	千円 41,514
	1 繰越金	7,296	34,218	41,514
歳入合計		31,314,259	34,218	31,348,477

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7 諸支出金		7,351	34,218	41,569
	1 償還金及び還付加算金	7,351	34,218	41,569
	歳 出 合 計	31,314,259	34,218	31,348,477

議案第122号

令和5年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度秋田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和5年度秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,699,778千円」を「3,747,978千円」に、建設改良積立金「121,934千円」を「124,834千円」に、過年度分損益勘定留保資金「3,328,472千円」を「3,373,772千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	3,456,677千円	71,400千円	3,528,077千円
第1項 企業債	2,763,000千円	71,400千円	2,834,400千円
	支	出	
第1款 資本的支出	7,156,455千円	119,600千円	7,276,055千円
第1項 建設改良費	5,698,189千円	119,600千円	5,817,789千円

（継 続 費）

第3条 継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

（変 更 前）

款 項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1資本的 支出	1建設 改良費	1,613,000千円	令和3年度	241,000千円
	手形水 送管 整備工事		令和4年度	593,000千円
			令和5年度	779,000千円

1 資本的支出	1 建設改良費	仁井田浄水場等整備事業	27,250,000千円	令和3年度	一千円
				令和4年度	55,000千円
				令和5年度	354,000千円
				令和6年度	5,886,000千円
				令和7年度	10,123,000千円
				令和8年度	8,878,000千円
				令和9年度	1,954,000千円

(変更後)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	手形山管 送水工事	1,703,600千円	令和3年度	241,000千円
				令和4年度	593,000千円
				令和5年度	869,600千円
1 資本的支出	1 建設改良費	仁井田浄水場等整備事業	29,180,000千円	令和3年度	一千円
				令和4年度	55,000千円
				令和5年度	383,000千円
				令和6年度	6,303,000千円
				令和7年度	10,840,000千円
				令和8年度	9,507,000千円
				令和9年度	2,092,000千円

(企業債)

第4条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限度額	2,763,000千円	71,400千円	2,834,400千円

(利益剰余金の処分)

第5条 予算第12条中当年度未処分利益剰余金「68,798千円」を「0千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 利益積立金	68,798千円	△68,798千円	0千円

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂積 志

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			181,566
4,994			182,940
			61,905
			3,061
34,063			101,207
			60,592
			33,124
		△511,900	△55,500
			△1,323
			5,600
39,057		△511,900	△55,500
			628,672

2 歳 入

1 2 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 地方交付税	千円 22,547,541	千円 433,717	千円 22,981,258	1 地方交付税	千円 433,717
計	22,547,541	433,717	22,981,258		

1 6 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	2,078,068	148,346	2,226,414	1 総務管理費補助金	148,346
2 民生費国庫補助金	1,751,748	4,994	1,756,742	3 老人福祉費補助金	4,994
計	8,309,680	153,340	8,463,020		

1 7 款 県支出金

2 項 県補助金

4 農林水産業費県補助金	735,914	34,063	769,977	1 農業費補助金	33,496
				2 林業費補助金	567
計	3,253,085	34,063	3,287,148		

1 9 款 寄附金

1 項 寄附金

1 総務費寄附金	645,449	46,609	692,058	1 総務管理費寄附金	46,609
計	648,343	46,609	694,952		

説	明	
01 普通交付税	(財 政)	千円 433,717

64 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	(財 政)	148,346
28 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	(福祉総)	4,994

53 低コスト技術等導入支援事業費補助金	(産業企)	22,359
74 化学肥料低減機械等導入支援事業費補助金	(産業企)	6,347
75 晩霜害からの果樹産地復旧支援事業費補助金	(産業企)	1,498
95 夢ある畜産経営ステップアップ支援事業費補助金	(産業企)	3,292
49 鳥獣被害対策実施隊支援事業費補助金	(産業企)	567

06 総務管理費寄附金	(人移対)	46,609
-------------	-------	--------

12款 地方交付税 16款 国庫支出金 17款 県支出金 19款 寄附金

20款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
10 公共施設等整備基金繰入金	千円 1,170,000	千円 △55,500	千円 1,114,500	1 公共施設等整備基金繰入金	千円 △55,500
計	5,688,222	△55,500	5,632,722		

23款 市債

1項 市債

9 教育債	3,218,500	△511,900	2,706,600	2 社会教育債	△511,900
計	13,558,400	△511,900	13,046,500		

説	明	
01 公共施設等整備基金繰入金	(財 政)	千円 △55,500

01 社会教育施設建設債	(財 政)	△511,900

20款 繰入金 23款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 一般管理費	千円 8,038,126	千円 134,957	千円 8,173,083	千円	千円	千円	千円 134,957
6 企画費	597,132	46,609	643,741				46,609
計	11,935,202	181,566	12,116,768	0	0	0	181,566

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

3 老人福祉費	1,072,547	97,205	1,169,752	4,994			92,211
計	27,519,544	97,205	27,616,749	4,994	0	0	92,211

3 款 民生費

5 項 災害救助費

1 災害救助費	1,576,160	90,729	1,666,889				90,729
計	1,576,160	90,729	1,666,889	0	0	0	90,729

4 款 衛生費

2 項 保健所費

1 保健所総務費	846,429	47,079	893,508				47,079
----------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	千円 134,957	【企画財政部関係】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金	千円 134,957 134,957
18 負担金、補助 及び交付金	46,609	【企画財政部関係】 未来創造人材育成・映像プロモーション事業	46,609 46,609

18 負担金、補助 及び交付金	97,205	【福祉保健部関係】 老人福祉施設整備費補助金 高齢者コインバス事業	97,205 4,994 92,211

10 需用費	128	【福祉保健部関係】 小規模災害援助事業	90,729
11 役務費	601		90,729
19 扶助費	90,000		

18 負担金、補助 及び交付金	47,079	【福祉保健部関係】 遠隔医療推進事業費補助金	47,079 47,079
--------------------	--------	---------------------------	------------------

2 款 総務費 3 款 民生費 4 款 衛生費

4 款 衛生費

2 項 保健所費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
3 予防費	千円 3,587,733	千円 14,826	千円 3,602,559	千円	千円	千円	千円 14,826
計	4,690,204	61,905	4,752,109	0	0	0	61,905

5 款 労働費

1 項 労働諸費

1 労働諸費	607,676	3,061	610,737				3,061
計	607,676	3,061	610,737	0	0	0	3,061

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

3 農業振興費	1,092,317	110,351	1,202,668	30,204			80,147
4 畜産業費	12,165	23,671	35,836	3,292			20,379
計	2,120,805	134,022	2,254,827	33,496	0	0	100,526

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 14,826	【福祉保健部関係】 感染症対策基盤強化事業費補助金	千円 14,826 14,826

10 需用費	3,061	【産業振興部関係】 サンライフ秋田管理運営経費	3,061 3,061

10 需用費	92	【産業振興部関係】	110,351
11 役務費	100	稲作経営安定緊急支援事業	68,791
12 委託料	1,855	園芸作物経営安定緊急支援事業	8,470
18 負担金、補助 及び交付金	108,304	化学肥料低減機械等導入支援事業	6,347
		果樹霜害復旧支援事業	2,996
		低コスト技術等導入支援事業	22,359
		施設園芸燃油価格高騰対策事業	1,388
18 負担金、補助 及び交付金	23,671	【産業振興部関係】	23,671
		畜産経営安定緊急支援事業	19,557
		畜産経営ステップアップ支援事業	4,114

4 款 衛生費 5 款 労働費 6 款 農林水産業費

6 款 農林水産業費
3 項 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
2 林業振興費	千円 217,478	千円 1,248	千円 218,726	千円 567	千円	千円	千円 681
計	419,054	1,248	420,302	567	0	0	681

7 款 商工費
1 項 商工費

3 工業振興費	731,563	60,592	792,155				60,592
計	9,136,900	60,592	9,197,492	0	0	0	60,592

8 款 土木費
3 項 河川費

2 河川水路整備費	2,259,256	1,920	2,261,176				1,920
計	2,327,677	1,920	2,329,597	0	0	0	1,920

8 款 土木費
5 項 都市計画費

1 都市計画総務費	1,347,617	31,204	1,378,821				31,204
計	4,589,982	31,204	4,621,186	0	0	0	31,204

節		説明	
区分	金額		
10 需用費	千円 1,248	【産業振興部関係】 有害鳥獣駆除捕獲対策事業	千円 1,248 1,248

18 負担金、補助 及び交付金	60,592	【産業振興部関係】 商工業振興奨励措置事業	60,592 60,592

21 補償、補填及 び賠償金	1,920	【建設部関係】 河川改修事業	1,920 1,920

21 補償、補填及 び賠償金	31,204	【都市整備部関係】 交通政策管理費	31,204 31,204

6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費

10款 教育費

6項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
7 佐竹史料館 費	千円 797,143	千円 △568,723	千円 228,420	千円 千円	千円 △511,900	千円 △55,500	千円 △1,323
計	3,138,901	△568,723	2,570,178	0	△511,900	△55,500	△1,323

11款 災害復旧費

1項 農林水産施設災害復旧費

1 農地農業用 施設災害復 旧費	301,991	5,600	307,591				5,600
計	471,792	5,600	477,392	0	0	0	5,600

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 △14,448	【観光文化スポーツ部関係】 佐竹史料館改築事業	千円 △568,723
14 工事請負費	△554,275		△568,723

18 負担金、補助 及び交付金	5,600	【産業振興部関係】 農地農業用施設災害復旧事業	5,600 5,600

10款 教育費 11款 災害復旧費

継続費についての前前年度末までの支出
の見込み及び当該年度以降の支出予定額

(変更)

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
					特 定 財 源			
					国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
10 教育費	6 社会教育費	佐竹史料館改築事業 (改築工事等分)		千円 688,388	千円 619,500	千円 66,500	千円 2,388	
			5	補正前				
				補正額	△ 568,723	△ 511,900	△ 55,500	△ 1,323
				補正後	119,665	107,600	11,000	1,065
			6	補正前	1,720,745	1,548,600	169,100	3,045
				補正額	284,925	256,500	27,700	725
				補正後	2,005,670	1,805,100	196,800	3,770
			7	補正前				
				補正額	512,707	461,400	50,600	707
				補正後	512,707	461,400	50,600	707
			計	補正前	2,409,133	2,168,100	235,600	5,433
				補正額	228,909	206,000	22,800	109
				補正後	2,638,042	2,374,100	258,400	5,542

額、前年度末までの支出額又は支出額
並びに事業の進行状況等に関する調書

前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 率
千円	千円	千円	千円	千円	%
		119,665	119,665		4.5
				2,005,670	
				512,707	
		119,665	119,665	2,518,377	4.5

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

(追加)

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	
		期 間	金 額
冬みち安全安心対策除雪強化事業	千円 118,800	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 118,800
小学校給食調理業務委託経費	39,791	令和5年度 ┆ 令和6年度	39,791
中学校給食調理業務委託経費	16,212	令和5年度 ┆ 令和6年度	16,212

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特	定	財源	一 般 財 源
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
千円 21,533	千円 95,100	千円	千円 2,167
			39,791
			16,212

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		
		補正前の額	補 正 額	計
1 普 通 債	85,518,856	11,776,100	△ 511,900	11,264,200
(1) 土 木	33,859,003	4,875,200		4,875,200
(2) 農 林 水 産	2,394,708	260,300		260,300
(3) 教 育	13,058,373	3,218,500	△ 511,900	2,706,600
(4) 公 営 住 宅	2,807,262	100,100		100,100
(5) 保 健 衛 生	6,234,023	1,729,100		1,729,100
(6) 消 防	2,578,539	603,800		603,800
(7) 民 生	1,127,501	354,400		354,400
(8) 商 工	128,514	5,200		5,200
(9) 過 疎 債	451,902	123,800		123,800
(10) そ の 他	22,879,031	505,700		505,700
2 災 害 復 旧 債	1,712,203	40,000		40,000
(1) 土 木	404,631	7,000		7,000
(2) 農 林 水 産	250,582			
(3) 教 育	6,075	33,000		33,000
(4) 公 営 住 宅				
(5) 保 健 衛 生	1,050,915			
3 そ の 他	57,985,223	1,742,300		1,742,300
地域総合整備				
(1) 資金貸付金	334,974			
(2) 減収補てん債	1,064,629			
(3) 減税補てん債	295,814			
(4) 臨時財政対策債	56,289,806	1,742,300		1,742,300
合 計	145,216,282	13,558,400	△ 511,900	13,046,500

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
7,434,908		7,434,908	89,348,148
2,819,687		2,819,687	35,914,516
119,278		119,278	2,535,730
1,327,193		1,327,193	14,437,780
214,132		214,132	2,693,230
552,253		552,253	7,410,870
550,758		550,758	2,631,581
92,887		92,887	1,389,014
9,879		9,879	123,835
49,928		49,928	525,774
1,698,913		1,698,913	21,685,818
90,632		90,632	1,661,571
59,281		59,281	352,350
21,552		21,552	229,030
1,012		1,012	38,063
8,787		8,787	1,042,128
4,817,325		4,817,325	54,910,198
47,721		47,721	287,253
			1,064,629
127,376		127,376	168,438
4,642,228		4,642,228	53,389,878
12,342,865		12,342,865	145,919,917

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 100,329 千円

上記のうち特定財源 △528,343

差 引 一 般 財 源 628,672

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
12 地 方 交 付 税	433,717	1 地 方 交 付 税	433,717
16 国 庫 支 出 金	148,346	2 国 庫 補 助 金	148,346
19 寄 附 金	46,609	1 寄 附 金	46,609
計	628,672		

介 護 保 險 事 業 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書
(保険事業勘定)

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	千円 7,296	千円 34,218	千円 41,514
歳入合計	31,314,259	34,218	31,348,477

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
7 諸支出金	千円 7,351	千円 34,218	千円 41,569
歳 出 合 計	31,314,259	34,218	31,348,477

2 歳 入

8 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 7,296	千円 34,218	千円 41,514	1 前年度繰越金	千円 34,218
計	7,296	34,218	41,514		

	説	明	千円
01 前年度繰越金		(福祉総)	34,218

3 歳 出

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
2 償還金	千円 1	千円 34,218	千円 34,219	千円	千円	千円 34,218	千円
計	7,351	34,218	41,569	0	0	34,218	0

節		説 明	
区 分	金 額		
22 償還金、利子 及び割引料	千円 34,218	【福祉保健部関係】 償還金	千円 34,218 34,218

令和5年度秋田市水道事業会計
補正予算実施計画

令和 5 年 度 秋 田 市 水 道

資 本 的 収 入			
収			
款	項	目	既 決 予 定 額
1 資 本 的 収 入			3,456,677 ^{千円}
	1 企 業 債		2,763,000
		1 企 業 債	2,763,000
支			
款	項	目	既 決 予 定 額
1 資 本 的 支 出			7,156,455 ^{千円}
	1 建 設 改 良 費		5,698,189
		2 施 設 改 良 費	2,557,502

事業会計補正予算実施計画

及 び 支 出

入

補正予定額	計	説 明
71,400 ^{千円}	3,528,077 ^{千円}	
71,400	2,834,400	
71,400	2,834,400	施設改良事業

出

補正予定額	計	説 明
119,600 ^{千円}	7,276,055 ^{千円}	
119,600	5,817,789	
119,600	2,677,102	工事請負費、委託料

令和5年度秋田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純損失	△ 87,566
	減価償却費	2,624,080
	退職給付引当金の増減額 (△は減少)	46,568
	賞与引当金の増減額 (△は減少)	396
	法定福利費引当金の増減額 (△は減少)	80
	長期前受金戻入額	△ 597,058
	受取利息及び受取配当金	△ 145
	支払利息	258,264
	有形固定資産除却損	80,000
	有形固定資産売却損益 (△は益)	99
	未収金の増減額 (△は増加)	22,582
	未払金の増減額 (△は減少)	34,793
	貯蔵品の増減額 (△は増加)	100
	前払金の増減額 (△は増加)	438,740
	小計	2,820,933
	利息及び配当金の受取額	145
	利息の支払額	△ 258,264
	業務活動によるキャッシュ・フロー	2,562,814
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 6,770,779
	有形固定資産の売却による収入	2
	負担金等による収入	522,203
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,248,574
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	3,382,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,458,266
	他会計からの出資による収入	70,735
	財務活動によるキャッシュ・フロー	1,994,469
	資金増減額 (△は減少)	△ 1,691,291
	資金期首残高	13,050,960
	資金期末残高	11,359,669

継 続 費 に 関 す る 調 書

款	項	事業名	全 体 計 画				前前年度 未までの 支払義務 発生額	前年度末 までの支 払義務発 生(見込)額	当該年度 支払義務 発生 予定額	当該年度 未までの 支払義務 発生予定額	翌年度以 降の支払 義務発生 予定額	継続費の 総額に 対する 進捗率	
			年 度	年 割 額	左 の 財 源 内 訳								
					国 補 助 金	庫 金 企 業 債							当 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金 等
1 資本的 支出	1 建設 改良費	手形水 送整備工 山管事	3	千円 241,000	千円 -	千円 120,500	千円 120,500	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	% -	
			4	593,000	-	296,500	296,500	-	-	-	-	-	
			5	869,600	-	434,800	434,800	-	-	1,703,600	1,703,600	-	100.0
			計	1,703,600	-	851,800	851,800	-	-	1,703,600	1,703,600	-	100.0
1 資本的 支出	1 建設 改良費	仁井田 浄水場 等整備事業	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			4	55,000	-	49,500	5,500	-	-	-	-	-	
			5	383,000	-	344,700	38,300	-	-	438,000	438,000	-	1.5
			6	6,303,000	60,713	5,521,700	720,587	-	-	-	-	6,303,000	-
			7	10,840,000	153,079	8,938,100	1,748,821	-	-	-	-	10,840,000	-
			8	9,507,000	262,073	8,031,500	1,213,427	-	-	-	-	9,507,000	-
			9	2,092,000	1,333	1,881,600	209,067	-	-	-	-	2,092,000	-
			計	29,180,000	477,198	24,767,100	3,935,702	-	-	438,000	438,000	28,742,000	1.5

令和5年度秋田市水道事業予定貸借対照表

(令和6年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		2,049,982	
ロ 建 物	4,468,785		
減価償却累計額	<u>△ 3,026,019</u>	1,442,766	
ハ 構 築 物	109,068,251		
減価償却累計額	<u>△ 51,821,331</u>	57,246,920	
ニ 機 械 及 び 装 置	15,302,388		
減価償却累計額	<u>△ 13,040,096</u>	2,262,292	
ホ 車 両 運 搬 具	103,995		
減価償却累計額	<u>△ 82,560</u>	21,435	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	422,922		
減価償却累計額	<u>△ 281,964</u>	140,958	
ト リ ー ス 資 産	81,384		
減価償却累計額	<u>△ 12,777</u>	68,607	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>1,039,052</u>	
有形固定資産合計			64,272,012

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		5,505	
ロ ダ ム 使 用 権		1,528,346	
ハ 専 用 橋 利 用 権		25,014	
ニ 施 設 利 用 権		<u>12,177</u>	
無形固定資産合計			1,571,042

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 出 資 金		<u>4,800</u>	
投資その他の資産合計			<u>4,800</u>
固定資産合計			65,847,854

2 流 動 資 産

(1) 現 金 ・ 預 金			11,359,669
(2) 未 収 金	1,094,356		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 51,337</u>	1,043,019	
(3) 貯 蔵 品		<u>73,151</u>	
流動資産合計			<u>12,475,839</u>

資 産 合 計			<u><u>78,323,693</u></u>
---------	--	--	--------------------------

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>22,791,917</u>		
	企業債合計		22,791,917	
(2)	リース債務		20,704	
(3)	引当金			
	イ 退職給付引当金	962,917		
	ロ 修繕引当金	<u>912,447</u>		
	引当金合計		<u>1,875,364</u>	
	固定負債合計			24,687,985
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>1,461,837</u>		
	企業債合計		1,461,837	
(2)	リース債務		11,330	
(3)	未払金		1,231,814	
(4)	引当金			
	イ 賞与引当金	57,218		
	ロ 法定福利費引当金	<u>11,265</u>		
	引当金合計		68,483	
(5)	預り金		183,976	
(6)	その他流動負債		<u>1,400</u>	
	流動負債合計			2,958,840
5	繰延収益			
	長期前受金		19,255,658	
	収益化累計額		<u>△ 5,439,828</u>	
	繰延収益合計			<u>13,815,830</u>
	負債合計			<u>41,462,655</u>

資本の部

6	資本金			23,833,867
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ 受贈財産評価額	5,068,894		
	ロ 補助金	295,420		
	ハ 寄附金	2,297,130		
	ニ その他資本剰余金	<u>17,049</u>		
	資本剰余金合計		7,678,493	
(2)	利益剰余金			
	イ 建設改良積立金	3,280,099		
	ロ 利益積立金	1,938,245		
	ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>130,334</u>		
	利益剰余金合計		<u>5,348,678</u>	
	剰余金合計			<u>13,027,171</u>
	資本合計			<u>36,861,038</u>
	負債資本合計			<u>78,323,693</u>

議案第123号

令和4年度秋田市水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、
令和4年度秋田市水道事業会計決算を議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

議案第124号

令和4年度秋田市下水道事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、
令和4年度秋田市下水道事業会計決算を議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志

議案第125号

令和4年度秋田市農業集落排水事業会計決算認定の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、
令和4年度秋田市農業集落排水事業会計決算を議会の認定に付する。

令和5年9月4日提出

秋田市長 穂 積 志